



# 働くママのマタニティスケジュール

～ 妊娠、出産、子育てをしながら働き続けるための、いろいろな制度があります。上手に活用しましょう！ ～  
職場の上司(所属長・統括・主任)に相談することがスムーズな休暇や休業、復職につながります！

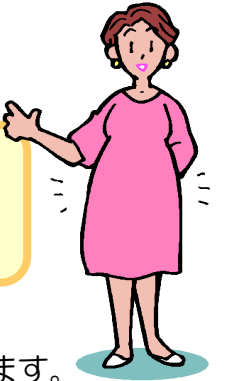
妊娠

おめでとうございます！

妊娠すると、急に体調が変化することもあります。早めに職場の上司に相談しましょう！

- 定期健康診断に必要な時間は、職場に申し出れば取れます。(無給)《男女雇用機会均等法》
- もし、体調が悪くなったり、仕事がつらくなったりしたら以下の方法があります。
  - 1 時間外労働、深夜業の免除ができます。《労働基準法》
  - 2 負担の少ない業務への配置換えを請求できます。《労働基準法》
  - 3 産婦人科の先生に診断書を書いてもらう。→ 職場に提出 → 職場は、診断書の指示を守ります。

診断書と同じ効力を持つ「母性健康管理指導事項連絡カード」があります。料金も診断書より安くなっています。



指示事項は、①通勤緩和 ②休憩に関する措置 ③妊娠中又は出産後の症状等に対して、作業の制限、勤務時間の短縮及び休業等の措置 があります。

産前休業開始

- 出産予定日の6週間前(双子以上は14週間前)から産前休暇に入れます。《労働基準法》

産前・産後休暇中の給与は有給とします。ただし諸手当はありません。

契約職員・パート職員の方は、産前・産後休暇中は無給ですが、社会保険より、産前産後休業期間中の保険料免除制度や出産手当金

(平均した標準報酬日額の3分の2)の支給等があります

→ 社会保険事務所へ(手続きは事務局で行います。)

出産

- 出産した日の翌日から8週間は、産後休業です。(この期間は就業が禁止されています。)
- 育児休業を取る人は、1カ月前までに職場に申し出なければなりません。
- パパも赤ちゃんのために育児休業を取れます。

産後休業開始

- 育児休業は、赤ちゃんが3歳の誕生日の前日までなら、希望する期間取れます。(無給)

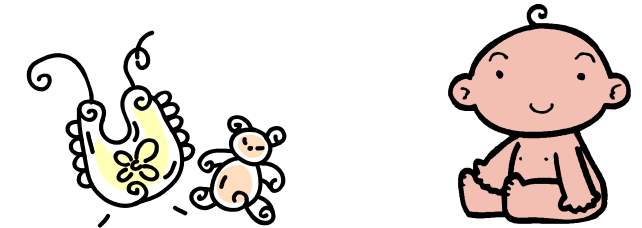
育児休業中は雇用保険から1歳まで育児休業給付金として、給料の67%(181日目からは50%)が支給されます。

証明書があれば1歳半まで延長することができます

社会保険料の支払いは、1歳まで免除されます。申請により3歳まで延長可能

→ ハローワークへ(手続きは事務局にて行います。)

→ 社会保険事務所へ(手続きは事務局にて行います。)



育児休業開始

- 短期の育児休業・・・5日以内で終わる育児休業の場合は、特別休業となります。(有給)
- 育児休業中には、職場復帰プログラムを計画し、スムーズに仕事に復帰できるよう支援します。

復職

子どもが1歳まで

- 体調が悪い人は、職場に請求して妊娠の欄(上記)にある1及び3の措置を利用できます。
- 主治医の先生から指示されて健康診断に行く時は、職場に申し出れば時間が確保されます。

子どもが3歳まで

- 所定労働時間を超える時間外労働の免除を、請求することができます。

子どもが小学校入学前まで

- 子の看護のための休暇・・・子どもがケガや病気の時、又は予防接種や健康診断を受けさせる場合に子1人につき年5日、2人以上は年10日の休暇を半日又は1日単位で利用することができます。
- 所定労働時間を30分単位で6時間まで、短縮することができます。(途中での変更も可能。1年ごとの申請が必要となります)
- 1カ月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。
- 深夜業(午後10時～午前5時)の制限を、請求することができます。

